事業評価シート

担当課・室長:リサイクル推進室長

	12コ帆 主及・ファイブが圧進主及
事 業 名	民間団体等の自発的な活動を促進するための措置
上位施策名	廃棄物・リサイクル対策
1 事業の概要	循環型社会を形成する基盤となる条件の整備を図るため、国は民間団体等の自発的な活動を促進する必要がある。 本事業は、 廃棄物等の発生抑制に対する調査、データの収集及び情報提供 を行っているものである。
2 進捗状況	廃棄物の発生抑制に対する調査、データの収集及び情報提供を行うために、循環型社会形成総合情報収集・集積システム構築に努めているところである。 循環型社会形成総合情報収集・集積システム構築に関しては、既に稼働している容器包装リサイクル情報システムに加え、平成13年度から施行された家電リサイクル法、食品廃棄物リサイクル法、資源有効利用促進法について関連する機関等と連携して情報を収集・整理し、これらの各個別リサイクル法に関連する様々な情報をデータベース化して統合的に管理することを目指している。このシステムでは、循環型社会形成基本計画の策定や各個別リサイクル法で定められた目標への進行管理を行う際に必要となるデータの集積を図るとともに関係省庁の有する既存データについても、迅速な検索や相互比較を行うため、電子データとして整理・集積する。なお、平成14年5月までに本格施行される建設リサイクル法の関連情報もデータベースに追加することとしている。
3 評価	容器包装リサイクル法に基づく分別収集の進展状況など基礎的なデータの集積がなされてきた。 循環型社会形成総合情報収集・集積システム構築事業の遂行により得られるシステムは、我が国における初めての総合的な発生抑制・リサイクルに関する情報の集積・提供システムであり、この全国的なデータベースの構築は、広域的な観点から国において実施する必要がある。本システムの構築により蓄積された情報は、NPO等リサイクル活動を行っている民間団体等に対する周知・啓発等のための基礎情報として活用されるのみならず、民間事業者における静脈産業の構築など期待できる。このように、本システムは循環型社会の構築に向けて、各種リサイクル法の進捗状況の把握、法制度の見直し、リサイクル促進のための調査・研究などの基礎的なデータベースとして幅広く活用されることが期待される。
4 予算事項名	・循環型社会形成総合情報収集・集積システム構築事業
5 . 対応副施策等	